

マージン率等の情報提供について

派遣元事業主は、労働者派遣事業を行う事業所ごとの派遣労働者数の事項等、あらかじめ関係者に対して知らせることが適当である事項について情報の提供を行わなければならない。(法第23条第5項、施行規則第18条の2)

- 派遣労働者の数
- 派遣先事業所の数
- 派遣料金の平均額
- 派遣労働者の賃金の平均額
- マージン率
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項(教育訓練計画・キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先等)
- 待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別(締結している場合は労働者の範囲と有効期間の終期を記載)※
※令和2年4月1日追加項目
- その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められた事項(福利厚生、マッチング状況、雇用安定措置を講じた人数等の実績等)

直近の数または
直近の「事業報告」の記載内容でも可

○マージン率:「派遣料金」と「派遣労働者の賃金」の差額の派遣料金に占める割合

派遣料金(派遣先が派遣会社へ支払う料金)

賃金(派遣会社が本人に支払う賃金)

マージン

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

- ◆ 常時、インターネットの利用により、広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。(令和3年4月1日から)
(インターネットの利用は、厚生労働省運営の「人材サービス総合サイト」に掲載することも可能)
- ◆ その他、段階的かつ体系的な教育訓練計画、雇用安定措置の実施状況について、インターネット等により関係者に情報提供することが望ましい。(派遣元指針による)